

第9期千葉県生涯学習審議会第6回会議 及び

平成25年度第2回千葉県社会教育委員会議事録

平成25年9月4日(水)

午後2時00分から午後4時00分

千葉県教育会館 6階 604会議室

出席委員(敬称略五十音順)

赤田 靖英 黒澤 真澄 佐久間 敦子 坂井 麻貴子 朱膳寺 宏一
関 亮 高田 悦子 田邊 光子 福留 強

出席事務局職員

| | |
|-------------------|--------|
| 千葉県教育庁教育振興部長 | 重栖 聡司 |
| 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長 | 黒川 浩一 |
| さわやかちば県民プラザ副所長 | 江澤 義夫 |
| 千葉県立中央図書館長 | 葉山 龍次郎 |
| 教育振興部生涯学習課 | |
| 主幹兼学校・家庭・地域連携室長 | 田村 正 |
| 主幹兼社会教育振興室長 | 奥山 恵子 |
| 同 副主幹 | 高橋 正名 |
| 同 主査 | 鈴木 大介 |
| 同 社会教育主事 | 鶴岡 敦 |
| 同 社会教育主事 | 矢部 進 |
| 同 社会教育主事 | 岡野健一郎 |
| 同 社会教育主事 | 小泉 憲治 |
| 同 社会教育主事 | 遠山 宗利 |
| 同 社会教育主事 | 小泉 弘代 |
| 葛南教育事務所 社会教育主事 | 河部 純 |
| 東葛飾教育事務所 社会教育主事 | 赤澤 敏樹 |
| 北総教育事務所 社会教育主事 | 宮島 孝仁 |
| 東上総教育事務所 社会教育主事 | 米本 高明 |
| 南房総教育事務所 社会教育主事 | 金房 努 |

1 開 会

2 挨拶

教育委員会挨拶（重栖 教育振興部長）

会長挨拶（福留 生涯学習審議会会長・社会教育委員会議長）

3 報 告

(1) 「県民の読書活動」について（県政に関する世論調査の結果より）

〔資料を事務局から説明〕

議 長 事務局からの説明があったが、意見・質問はあるか。

【特になし】

4 議 事

(1) 県立青少年教育施設の今後の在り方について

〔資料を事務局から説明〕

議 長 項目ごとにわかりやすく整理されている。ページを繰って見ていき、議論するようにしたい。1の体験活動から進めるが、1について意見・質問はあるか。

【1 体験活動の重要性について】

委 員 文章全体については、よくできている。2番目の「昔の子どもは、集団で自然の中で遊びながら、様々な自然体験や社会体験を獲得し、その後の判断・行動する力に生かすことができた。」これを強調させたい。とかく学力というと、座学による知識・理論の習得が第一義的にとらえられているのではないか。体験によって培われる力は、非常に幅が広く、臨機応変、あるいは様々な場面に対応することのできる力であり、そのような力が基礎になって、座学のもとの力になっている。そこを強調すると良いのではないか。

現在、授業時数の確保は、学校における基本的な条件だが、体験的な学習の時間は、十分工夫すれば確保できる。そこで、学校の管理職・教職員の意識改革を図っていく必要がある。どこかで、この点を入れていくと良いのではないか。座学のもとの体験活動をすることで、伸び伸びと学ぶことができる。

先日、ある子どもが、三角形の平行移動で、どれとどれが重なるかという問題に取り組んでいた。「回転をすれば重なるよ」と何通りかの回転の方法を考え、実際の物を使って理解していた。体験をたくさん重ねた子どもの方が、一つの方法ではなく、色々な方法で考えられる。学力というと、イメージとして座学が中心となるので、体験は十分生きるということを表現してあげたら良いのではないか。

議 長 体験は生きる力に近いものという御意見と受け止める。

【2 県立青少年教育施設の現状について】

議 長 何か、質問やお気づきの点は、あるか。

議 長 閑散期には、休んでもよいのではないか、という意見もあったが、私は、そうはいかないと思う。閑散期をどう充実させるかという表現も必要。違う側面から、プログラムの計画や団体の育成、リーダー育成など工夫して考えていけば、むしろ青少年教育施設の可能性を広げられるのではないか。ここを工夫してほしいという視点が必要と思われる。

事 務 局 P 8「冬場の閑散期は、県内にある大学や短大の部活動やサークルに利用してもらえるように広報活動することにより稼働率の向上を目指す必要がある。」との記載があり、議長から話があったが、他の委員からのご意見をいただきたい。

議 長 抽象的でなく、もっと具体的に重要なことを、膨らませて積み重ねていけたら良いのではないか。

委 員 施設の状況については、地域の利用度合いによって異なるということもあるので、再度利用度合いを吟味した上で、新たな閑散期の対策を考えてみてはどうかというニュアンスで入れて頂けたらと思う。

委 員 青少年教育施設では、子ども向けのプログラムでは、野草・虫・生態系の観察などを計画し、学校も同じようなプログラムを計画している。夏場は色々なプログラムが用意しやすいし、

児童生徒は参加ができる。しかし、冬場の12・1・2月は、どのように活用したら稼働率が上がるのか、教育施設としても地域としても役立つのか、考えていけば良いのではないかな。

例えば、地域の防災についてモデルプログラムを作ってみてはどうか。行政や消防も協力して行って防災講習としてプログラムを入れると良いのではないかな。高齢者は、夏場は、厳しいので、高齢者を対象としても良いのではないかな。プログラム次第では、もっと楽しくできるアイデアがある。

事務局 委員のご意見に、地域によって利用度合いが異なるとあったが、閑散期の利用については、P8のグラフのとおり、5所同じような状況で、ぐっと下がる状況である。

委員 地域に差がないということか。

事務局 そうである。

下がる理由として、小中学校は、学校行事の関係で、宿泊を伴う体験学習の実施が難しいことがあげられる。

閑散期のターゲットを高齢者に変えていくような工夫が必要とのご意見も盛り込んでいきたい。

議長 学会や団体の研修会・会議、リーダー研修、老人クラブなど、いろいろPRすれば、かなり活用が広がる。稼働率が上がるのではないかな。文化団体、オーケストラ、劇団など練習会場がなくて困り、探している実態がある。通常、国立等では、この時期、主催事業をあてるのだが、県はそういう状況ではないのだから、利用団体へのPRを広げていく必要がある。

委員 勤労青年、企業研修等の呼び込みも必要である。青年の家は、当初、青年団や農村部の青年をどのようにまとめて、その力を結集していくかと取り組んできた。今も、色々な発想をすれば、学校に行っていない人たちの集う場所にするなど、教育的な見地からうまく活用できるのではないかな。

議長
委員

【3 県立青少年教育施設の役割】

視察の感想もコラムとしてあり、青少年教育施設の必要性は強調できている。

P 1 1 「リーダーは生活の中から、自然発生的に生まれた」とあるが、ここが大切。集団生活を営むためには、その集団生活を円滑にするために、個人個人の生活技術、人とつきあう技術が大事になる。

通学合宿は、2泊3日が多い。対象年齢によっては、もっと長くしたほうが良い。小学校5・6年生は、4日過ぎると、子どもの自我が出てくるので、その自我を一度壊して再構築するところに、教育効果がある。何度も経験したが、自分を一度壊して再構築できるプログラムを作るべきだと思う。学校管理規則では、宿泊は、年齢・校種によって制限がある。社会教育法では、そういった制限はないと思うので、どのようにリンクしていくか、学校も青少年教育施設も考えてほしい。

青少年教育施設の安全な環境を強調したい。一番不安なのは、事故が起きた場合である。青少年教育施設は、余裕をもって運営し、安全に配慮した環境で事業に取り組んでいることをPRしていくことが大事ではないか。

委員

大変よくできていると思う。

先ほどの防災に関しては、個人的な意見だが、市からどんどん依頼が降ってきて、防災に忙殺されている。お年寄りに防災グッズはくるし、講習会はあるし、福祉団体も防災に取り組んでいる。

水郷小見川少年自然の家で、ボランティアの方の写真があって、協力している姿が良かった。地域の特徴を活かして連携を図って、地域の特徴を取り入れていく方が、良いのではないか。青少年施設がその点に力を入れていけば、地域の支持が得られ、裾野が広がっていくのではないか。

答申案の文章を全体的に見ていると、学校の利用がないと、利用率が上がってこないのは仕方がないが、社会教育法では、社会教育は、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動

(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいうのだから、学校の教育課程の中で、利用しても良いと思う。この答申案を読むと、学校に関する文章が多く出てくる。もう少し、社会教育としての独自性を持って書いてもいいのではないか。

青少年団体や青年団体などにPRすると良い。全体的に、県民日より、マスコミを通じてのPR活動が、積極的に必要なのではないか。「こういう良いことをやっていますよ」、「地域の老人と触れ合ってこんなに成長していますよ」と、どんどん県民に知ってもらうことが大切。

ですから、地域の人と連携・協力しながら経験していく姿を通して、「千葉県って良いことをしている」と伝えたい。

インターネットを活用するのは、そこを利用する人だけになってしまう。一般の人は、インターネットを開かない。マスコミを使ってPRをする時代だと思う。

政治的にも、もっと表現が必要。将来を担う千葉県の青少年が逞しく育って、郷土愛や故郷意識と、愛と希望があふれる、青少年作りを目指してというような、人々に響くような言葉を、青少年は、大切なんだというキャッチフレーズでもいいから、夢と希望を与える青少年教育施設は、無くしてはいけないんだと強調してもらいたい。

議 長

これまでの御意見の中で、色々なキーワードが出てきている。後半の「魅力あるプログラムについて」の中で入れてもらうと良いのではないか。

千葉県からユースホステルが消えるので、その機能を補完する役割もある。

グローバル経済は、キーワードである。国際的。外国人が日本に来たときに、青年の家を利用し、体験させる必要はある。国内に在日外国人がかなりいる。

青少年教育施設で働く人が夢を持てるような、期待されると自覚できるような表現で、元気づけることも大切ではないか。

委 員

全体的に私達の意見が入って、良くまとめられている。閑散期の話が出たが、地域で何が必要なのかを考えて、魅力あるプログラムを考えることが大事だ。

NPOが子どもと冬場に行うもので流行っているものに、表現ワーク、コミュニケーションワークがある。夏は落ち着いてできないので、冬場の寒い時期に部屋で行うと子ども達が仲良くなる。そういうワークを行うプロの団体もある。演劇ワークなども子どもの新たな面を引き出すので、注目されている。新しい発想を取り入れたら良いのではないか。

委員

5つの青少年教育施設には、それぞれの特色がある。

例えば、水郷小見川少年自然の家は、旧佐原地域。

その地域ならではのアピールをする役割を与えてみてはどうか。千葉の歴史を、地域の特性をわかりやすく説明できる歴史教育や、歴史教育的なポジションとして使うのはどうか。

小見川の町長から聞いた話だが、カヌーの転覆事故の時、近隣の家では生徒をお風呂に入れた。地域の協力があつた。それぞれの地域のボランティア的なつながりを持つチームワーク作りや地域連携の取組が必要となる。

最初に、高齢者の話があつたが、青少年の家なので、利用する中心はあくまでも青少年としたほうが良いのではないか。空き利用としての活用というのはどうか。青少年のための施設なので、空き利用の1つの方策としてなら良いのではないか。

最初に戻るが、P2の「子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持っている人が多く、モラルや人間関係能力が高い人が多い。」というのは、たまたま事例をあげただけで、これで全てとされると体験を嫌いな人もいる。断定的に取り上げるのは、誤解を招くのではないか。1つの事例であつて、これを書き込むことによって誤解を与えないかなという懸念がある。いろいろ申し上げて恐縮している。

議長

青少年の家なので、利用する中心はあくまでも青少年だと思う。その中で、様々な交流をすることも大切にしたい。

国立の青少年交流の家の交流には、世代間交流がある。青年は、青年とだけ付き合っているだけでは、交流ではない。青年とお年寄り、青年と子どもが交流する。青年どうしだけではなく、世代間交流が必要だと考える。国際交流もあるし、異業種交流もある。交流を広げたい。

千葉大学の明石先生の著書が「ガリ勉じゃない人は、なぜ、高学歴・高収入で異性にもてるのか」おもしろいタイトルで注目されている。断定的事例として取り上げられるのはまずいが。

事務局

P12、13 千葉県の小中学校の40%は、県立青少年教育施設を利用している。「40%も利用している」という意見もあるが、見方によれば、「40%しか利用していない」との考え方もある。この点に関し、ご意見いただきたい。

葛南は、5市とも市立の青少年教育施設を持っている。県立青少年教育施設は、5%利用している。東葛は、市立の青少年教育施設を持っていない。同じく5%の利用。2つの地域で県内の小中学校の35%を占める。この地域が使って頂けるといいのではないか。稼働率4割というところの感想・意見等をお願いしたい。

議長

表現のとらえかたですね。

現場の先生方は、青少年教育施設の利用経験はあるのか。

事務局

先生方の利用も地域差があると認識している。

議長

この夏、3つの社会教育主事講習で、講師をしたが、ある県では、60人中、県立青少年教育施設を使用したことがあるのは、5分の1。この講習で初めて使った人もいた。図書館司書でも、100人中で、県立青少年教育施設を使った人は、わずかしかない。これは、まずい。知らないことが最大の理由。

社会教育施設だということを忘れないでほしい。図書館や公民館連携という点で見れば、山梨での1坪図書館のような発想で、図書館があっても公民館それぞれの機能はあるが、連携して新しい仕組みを作る。連携・交流ということが大切。

委員

グローバル化という話が出たが、イタリアのユースホテルでは、老人が戻ってきている。老人が懐かしくて帰ってきている。老若男女の交流がある。これは時代の傾向である。

閑散期は、老人を受け入れるかわりに、条件をつけるという方法もある。

船橋市教育委員会は、市立の青少年教育施設を作って、方針として全学校で使うようにしたが、何年か使ううちに、いろんな意見が出て自由化され、日光や他の地域へ出かけている。市立の青少年教育施設の使用も少ない。

個人的に思うのだが、葛南や東葛からは、鴨川は遠い。距離的に厳しいのではないか。

委員

先生方の利用についてだが、県立青少年教育施設を使用しているのは、初任者研修。鴨川青年の家で宿泊をしたことがある。その後、人数が多くなって、手賀の丘少年自然の家などに分散したこともある。今年は、宿泊がなかったが、ステップアップ研修で、2年目、3年目、5年目まで継続して公民館や図書館、児童館など外の施設と交渉して研修をするしかけがある。これは指導課が行っている。

連携というキーワードをうまく使って、地域に密着していく施設、施設どおし、他の社会教育施設どおしなど、連携を活かすと良い。連携はプログラムを活かすこともできる。意図的に運営も含めてやっていける。連携で広がる。

委員

勤務校が東葛地域なので、本校のことを話したい。

鎌ヶ谷市は、今年度までは、全小学校が同じ所へ林間学校に行くことになっていた。来年度以降は、独自で計画するように方針転換をした。本校は、県内の青少年教育施設を使おうということで、見積もりも取っている。

何故、使おうとしたかという、ここが大事だと思うが、P15に記載のように千葉で暮らす子どもがどれだけ千葉県の特徴を知っているかを考えた。4年生までは「すすむ千葉県」を使って座学で学んでいるが、実際には、実践として学んでいない。青少年教育施設を利用すれば、千葉県の特徴を学ぶ生きた社会科学習ができる。

青少年教育施設の方と体験学習のねらいについて、環境教育やキャリア教育など、検討できる幅が広い。見積もりを取っても格段に保護者の負担が少ない。雨天の場合のプログラムもいろいろ工夫してくれる。

第一歩としてまず、やってみて、他校に広げていきたい。

教員は、青少年教育施設を会場とした JRC（青少年赤十字）

に参加し、若者が交代で利用している。管理職も利用したことがある。青少年教育施設を林間学校等で利用することで、教員自身も施設の特徴を学ぶところ大である。

プログラムの中身の充実のために、学校と青少年教育施設が打ち合わせをしていけば、利用が5%から広がるだろう。

委員

視察の時、水郷小見川少年自然の家では、施設の職員が指導していると学校の先生が控えてしまっていた。遠慮なく、打ち合わせをして指導に加わっていくことが大切だ。

他県の学校に利用してもらうことも大切だ。目的によっていく場所が違う。県内だけでなく、県外にも広げる。地元の子どもとも交流ができる。限定しないで視野を広く持ったプログラムの開発が大切。

議長

社会教育主事講習の受講者が減っている。登用する計画はなくても、教員は、自費でやりたい人もいる。どんどん受けさせると、学校のためにも良い。

仙台市は、社会教育主事を小・中学校に派遣している。地域の教員の中には、青年の家や少年自然の家の社会教育主事にあこがれる人もいる。

青少年教育施設に嘱託社会教育主事がいると、連携が具体的になる。青年の家や少年自然の家を委託されただけでは、専門性を持ちにくい。教員の希望者がいれば良いと思う。

委員

全国市長会では、社会教育主事の配置の廃止を要望した。

市町村の社会教育主事は、一般の職員と変わらない。専門職員との見方はされていない。異動があり、定着しない。専門性を引き出せない。本当に市町村の社会教育主事が教育的配慮を持って、絶対必要になってくる。

市町村は弱体化している。以前のように県から派遣を受けて力を借りないと、市町村だけでは無理ではないか。社会教育行政は、弱体化にむかう。

栃木では、毎年、40人も社会教育主事講習を受けさせている。千葉県は自費だ。人材育成も必要なので考えてもらいたい。社会教育行政は、しりつぼみになるので、新しい公共など整理して、社会教育も教育の一環であると再認識してほしい。規制

緩和されて、社会教育委員会議も全て骨抜きになってしまっている。

利用した人へのアプローチはしているのか。

事務局

リピーターを確保するために、これまで利用した団体に案内を出している。

委員

多様なプログラムができれば、こんなことができますよとPRして、啓発活動・地道な営業活動も必要だ。

委員

市町村の職員の立場からお話したい。市町村で、社会教育主事は少ない。その資格を取るとその場所ですっと仕事をするしかなくなる。同期が出世していくのにと、やりたくない人も出てくる。資格を持った人がたくさんいれば良いので、社会教育主事という資格をとらせる施策をしていく。市町村に働きかけ、社会教育を充実させていくことが、今後、必要な手立てとなる。

議長

議論がすでに、「今後の在り方について」の方にいっている。

事務局

葛南地域と東葛飾地域で300校のうち、5分の1の60校が利用してくれると、県内の利用率が50パーセントになる。施設からも案内を出すようにしていきたい。

高齢化の状況について、千葉県の子少年人口について、12月の資料で0才から14才の人口は、平成24年から32年まで、8%減となる。子どもが減る中で、5所体制は適正な規模なのか御意見を伺いたい。

これまでいろいろな条件・現状をふまえた上で、対策やアプローチの意見をいただいたが、子どもが減少する前提であっても、アプローチするという意見でよろしいか。

議長

5所体制が良いのではないかと思います。

委員

教育というのは、対象人口が少ないから減らしていいということではない。ましてや、青少年というのは、様々な課題がある中で、色々なものを体得させていくには、このような青少年

教育施設がなければできないので、人口比率・年齢構成の比率だけで議論を考えるのはいかななものかと思う。

【(1) 名称の変更について】

議 長

それでは次の名称を工夫することに関してはどうか。

戸籍は、少年自然の家、それで愛称をつけて、関心・意欲を高める手もある。

委 員

キャッチフレーズ的なものは、必要なのではないか。

事 務 局

P14、「現在の『青年の家』『少年自然の家』の設置目的を考慮しながら、今後の県立青少年教育施設に求められる新たな視点を踏まえた名称の検討が必要である。」とある。設置目的を考慮しながらとあるが、少年自然の家の設置条例は、「自然に親しませ」と入り、ベッドなども小さいなど、『青年の家』『少年自然の家』は、若干異なっている。

キャッチフレーズを考える時、同じ設置目的というような意味合いで考えていくのか。それぞれの特徴を残し、愛称を考えていくのか、整理をしたいのでお考えをお聞かせいただきたい。

委 員

質問だが、例えば、少年自然の家と青年の家では、階段の高さは設置基準で違うのか。

事 務 局

それはない。

委 員

小学校と中学校では、設置基準が違う。設置基準で決まっている。そういうことであれば、考慮しなければならないが、もっと幅広くとらえて、ネーミングは、親しみやすく、こういう時代になって「施設はこんな風になりましたよ」とアピールする意味で呼びやすく、親しみやすいものでよい。

委 員

名前を考えることでも参加となるし、意識させることでアピールできる。応援する気にさせる。県立高校も歩いて営業努力

している。青少年教育施設も、「うちの施設はこういうことができます」、「こういうプログラムがあります」と積極的に営業する。その一環として、ネーミングを広く公募することで、地域の方も、小中学生も巻き込んでいく。営業効果もでてきている。アイデアを出していけば良い。海・川・里の施設で特色や特性をうまく使って、キャラクターを考えたら子どもも地域も巻き込むことになる。

委員

ネーミングライツは、民間の「味の素スタジアム」のように、ネーミング料をもらって運営する。地域に親しまれて、利用がしやすい名前にすればいい。ネーミング料を出してもらえたら、それでも良いのではないか。

【(2) 適正な受益者負担について】

議長

受益者負担については、社会教育全体に関わることだ。あえていえば、県内外の料金格差について、どう思うか。

事務局

受益者負担については、この答申案では、現状のままか負担をしてもらうか両方が併記している形なので、さらにつっこんでどちらかの意見に集約が図れると有難い。

県内外の料金の他に、日帰り利用が増えている現状である。現在無料としている日帰り利用の料金設定等、様々な案をお願いしたい。

委員

格差について地方自治法244条で、公の施設では、不当な差別をしてはいけないとあり、その不当な差別とは、料金差別である。

例えば、千葉県は3か月前から優先的に予約を受け付け、他県は、2か月前から予約可能とすることなどは可能で、差別ではない。料金差別は好ましくない。

議長

日帰りは料金を取らないで無料だが、宿泊者は、料金を取るというのは、おかしい。日帰りから施設使用料くらいは取るべきである。

委員

逆に、小中学生は無料でもいい。明日を担う子どもたちが色々な経験をして、千葉県を背負っていくという思い切った大きな施策をしてほしい。千葉県は青少年を伸ばしていくんだと打ち出しても良い。

財政の問題はあるが、社会教育施設は無料で利用でき、実費だけもらう。実費は仕方がない。それぐらい、千葉県は思い切って、夢と希望を持った子どもを育てるんだという、強い意識がほしい。

議長

現状は、日帰りは、料金を取っていないということか。

事務局

宿泊利用料金は、1泊につき18才未満は300円、18才以上は800円である。会議室などの施設の使用料は、一般団体は1時間いくらかと決まっている。学校等の児童生徒が利用する場合は無料である。

他県の中には、日帰り利用料金を50円ないし100円程度設定しているところもある。

太房岬少年自然の家は、南房総市に移管している。市外の学校が利用する場合は、1200円。県立教育施設より高額であるが、昨年度、県内80校が利用している。県立青少年教育施設と交互に使用しているところも多い。この事例から考えると宿泊利用料金を上げてても利用者が激減する可能性は低いと考えている。

委員

宿泊料は、高額なのに、太房岬少年自然の家を利用する理由は何か。

事務局

自然体験としての、海の魅力が大きいと思う。

議長

料金については、現状のままが一番よい。でもこのままでは、「何の努力もしないのか」となる。公民館でも部屋代は有料となっている。一日使って無料というのはおかしい。料金について考える時期ではないか。

委員

公民館の利用者は、成人が多い。

事務局

施設利用料金は、18才以下の児童生徒等は無料であり、18才以上（高校生を除く）の一般利用の場合、有料である。施設の利用料金は、一般利用の場合、日帰り、宿泊に限らず1時間あたりの金額が設定されている。また、県の施策で65才以上の団体は無料である。

議長

このままの文面でよいか。

委員

団体によって違うのか。

事務局

他県は、日帰り料金をとって、施設利用料をとっていない場合が多い。

委員

運動場の料金は？

事務局

料金はとっていない。

委員

できるだけ無料というのは大切だが、無い袖は振れない。夏場は、冷房もつけているし、施設管理にもお金がかかる。料金は高すぎたら困るが冷房やメンテナンス、清掃等、この場所で多くの人働いているんだということも含めて、逆の意味で勉強させていく必要もある。だけど、「子どもたちは宝だから割引されている」と教えていくこともできる。一人いくらという料金設定は、認められるのではないか。0か100かは極端だし、日帰りで小中学生が山ほど来るのに、宿泊の人だけに負担させるのはおかしい。日帰り料金の検討をしてもいいのではないか。それをあてにするのではないが、それも勉強ととらえたい。

議長

4番目の内容については、検討せざるをえない。利用者にも若干の受益者負担をしいている状況であるという書き方ならいいが。

委員
この文章からは、日帰りの料金や減免で0だとは考えられない。払っていないことがわからない。負担も大切。

委員
親の中でも生活が大変な人もいる。公平にやった方が良い。この子とは、そういう目で見えてしまう。

委員
「望まれるが」をとってしまう。「施設利用に伴う受益者負担の観点から」と入れればよい。泊まらない人でも施設利用には料金がかかるという考え方になる。

議長
前半をとって、「内容について検討する必要がある」と書けば良い。

委員
県外の人、神奈川の人にアクアラインを大いに利用してもらおう。神奈川からアクアラインを使って千葉に来た方が近い。よくゴルフに来ている。アクアラインは狙い目ではないか。

事務局
次回の資料として、料金のシミュレーションを作って、このぐらいあげるとどうなるのかというものを示していきたい。

委員
文章を削るなら、全部取ってしまっていないのではないか。大事なことなら、予算化すべきと考える人もいる。あえて入れなくても良いのではないか。

議長
その方が良い。

課長
次回、シミュレーションを出させていただいて、事務局で文言についても検討するので、再度ご検討いただきたい。

委員
減免は0か100かではなく、30%、40%もあるのではないか。使用目的で変える。例えば、コンクールでホールを使用するなら、50%にするとか、そういう考え方もできる。

委員
使用料は、地方自治法上、知事の職務範囲。知事が教育長に委任して、各施設長に委任するという形を作っている。各施設

の料金の問題で議論するのは、重要なこと。委任されているのだから、もう少し、重く受け止めてきちんとした意見を入れていくべきだ。言うべきことは、入れていく。

議長

最後まで、見てどうか。

委員

P17(4)新しい視点に立った管理運営について
利用者がバッティングしてしまうと使えない。空き室ができる。

5番目に「選択できる幅を持たせる」とあるが、県立青少年教育施設や他の施設もタイアップして利用する。民間の施設や公民館など。効率よく、連携することも検討する。

議長

千葉県らしさ、地域らしさを考えていける。伊能忠敬、渋沢栄一、森鷗外などたくさんある。たくさんでそんな気がする

委員

施設の中の特徴を生かし、連携をはかって施設の外でもやった方がよい。

委員

東金など、このキャッチフレーズで5年はやろうと、売りのスタイルをそれぞれ作る。それで県外からも来るし、県民の教育にもつながる。

事務局

P16月出野外施設について老朽化が激しいと情報提供させていただいた。特徴は、キャンプ場で、委員の皆様からのつっこんだご意見と今後の方向をお願いしたい。

議長

これは、キャンプの機能を移しますよというこの表現でいいか。この中身でいいか。

委員

これは、青少年教育施設と捉えているのか。

事務局

施設の一部と捉えている。月出の管理運営に問題を抱えているが、機能は必要なので、ご意見をいただきたい。

委員

一般の人は、オートキャンプ場としてなら利用する。今の時

代は、利用は多くなる。好きな人が多い。

委員

オートキャンプ場では、荒れてしまう。車を持ち込んでいくと荒れてしまう。

委員

施設がよくわからないので、意見が言えない。

議長

青年の家は、市原市に移譲した。一部をなくす。機能は重要なので別な場所に残したい。

委員

廃止した方がいい。30km以上も離れて管理しているのは、目が届かない。5 青少年教育施設を残していこうという時に、一つぐらいは、仕方がない。

委員

廃止も一つの選択肢でいい。

委員

県がこれ以上難しいとしているのだから、これでいいのではないか。

議長

ついている予算や付随する財産を君津亀山少年自然の家に。その事ができますか

事務局

その事ができるようになれば、機能は失われない。

議長

現状のまま残せるのか。

事務局

現状のまま残すのは難しい。

月出の野外施設が、君津亀山少年自然の家から離れた場所があり、その場で維持していくのは、難しい。キャンプのテントを張って自炊してというのは、他の青少年教育施設で、何らかの措置をすれば対応できる。

議長

何らかの措置とは？

事務局

若干の費用をかければ、機能は失われない。そこでキャンプサイトが整備されれば、キャンプができるようになり、機能は

失われたい。

委員

作る予算はあるのか

事務局

スペースは、例えば君津亀山少年自然の家の一部に作る等。

委員

用地は買収しなくてよいのか。

事務局

しなくてよい。

委員

跡地は？

事務局

売却も含め全庁的な検討となる。

議長

それは、今の形からすればやむをえない。

機能を残すとすれば、それは、これで表現できますか

事務局

その表現につきましても、次回にお願いしたい。

議長

このことについて異論はない。しかし、機能は別なところに、
予算をつけて残してほしい。

時間が来てしまった。宿題がたくさん出てしまったが、これ
で整理し、次回に話し合うということによろしいか。

委員

P 1 7最後に「小中高校生の子どもが運営委員として」とあるが、小学生は難しい。中学生はある程度できる。

委員

政策を反映するような文章を考えて頂きたい。

議長

時間的には、次回が最後。これで審議を終わりにしたい。

以上で議事を終了し、議長の任を解かせていただく。

5 諸連絡

今回の会議は、10月28日（月）14時から行う予定なので、よろしく
お願いしたい。詳細は、後日連絡の予定。

6 閉会